

Q どうしてタバコが吸えるスペースがないの？

A: 健康増進法により受動喫煙の防止について、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の方が利用される施設管理者は、これらを利用する方々について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない…とっております。これは、屋外にあっても子どもをはじめとしていろんな方が利用される施設等においてはその対策が必要となっております。

つまり、病院敷地内は禁煙とさせていただきます。

なお、当院では禁煙外来による指導を行っております。この機会に禁煙してみませんか？…詳しくは相談窓口か病院代表のお電話で。